

議事要旨(1)改正企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準(案)」について

冒頭、新井常勤委員(専門委員長)より、改正企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準(案)」については、EU当局が「日本基準のIFRSとの同等性評価」において我が国の後入先出法の今後の取扱いに注目していることも踏まえ、当委員会が昨年12月に公表したプロジェクト計画表に沿って進めることが重要であり、本日の審議の後、公表を決議する予定であることが説明された。

引き続き、高津研究員から審議資料に基づき、会計基準の文案の前回からの修正事項と、会計基準とあわせて公表する「公表にあたって」の文案について説明がなされた。事務局からの説明の後、委員からは次のような発言がなされた。

- ・ 「公表にあたって」の文案では、会計基準の国際的なコンバージェンスの加速化に関連して、近時議論がなされている、いわゆる「連結先行」の考え方についても触れられており、今後の議論次第では、改正会計基準の個別財務諸表への適用方法とこうした考え方との関係について整理される可能性がある」と記載されている。これは、今後「連結先行」についての検討が進んだ場合には、改正会計基準を個別財務諸表に適用することを除外する可能性が否定されないことを意味しているのか、文意を確認したい。また、そうした可能性があるのであれば、「後入先出法の見直し」に関する記述も会計基準のコンバージェンスという点にとどめる方がよいのではないか。

この質問に対し、事務局側は、制度的な枠組み等の検討との兼ね合いとなるが、今後の議論次第では、個別財務諸表への適用方法に関して会計基準の改正を検討する可能性も含意しているが、「連結先行」の議論は将来的には連結財務諸表と個別財務諸表の会計処理は一致することを前提としており、記述している「後入先出法の見直し」に関する考え方を変更するものではないと回答した。

審議の後採決が行われ、出席者全員の賛成により、改正会計基準の公表が承認された。

以 上